抽齋親戚並門人　單

H20
555

抽齋の親戚、并に門人

抽齋の親戚は少なからざれど、第一に指を屈すべきは比良野貞固（さだかた）通称助太郎である。何となれば泰平の御代に於ける封建武士の典型に稍々近き人であつたからである。

比良野は亦津軽の藩士で、知行は纔に百石であれども、數代以前より常に要路に当り、江戸定府藩士中、第一流名家の羣に算へられて居た。比良野貞固の祖父（また通称を助太郎といつた）と、抽齋とを比べると、妙に對照が出来る。甲（比良野）は千

鷗外藏書

東京帝國大學圖書

B 23475

人を殺すを以て目的の一つと為し、抽齋は千人を助くるを以て目的の一つとなしたり。此の助太郎は或る時村正の刀を手に入れた。俗間に言ふ村正の刀を所有するときは忽ち氣が暴らくなるそ。それかあらぬか助太郎は千人試し斬をして見たいとの希望を生じ、毎夜本所の割下水辺から大川端附近を徘徊して多少目的を達した。併しそれも久しからずして、忠告者を生じ、家までも障はるべき懼を生じ、それに多数の逐は行を悛めるといふ。蓋しそれは彼が未だ要路に就かざる青年時代の事ではなかつたであらふ。

(黄表紙を見ると、京山(十一)の『武士氣質』(十二)の中に割下水の辺で試し斬をした話が載せてある。想ふに比良野の試し斬も、此の小説と殆んど同時で、当時試し斬が頗る流行したるにはあらざるか。○又按ずるに、抽齋が千人を助けんとするの希望を生じたるは天性の然らしむる所もあるべけれど、又一つには我が岳父の父の惨話を聞いたのが一動機となつたにはあらざるか。)

助太郎の養子ハ即ち文莚で、抽齋の第二妻威能の父、并に第四妻五百の養父である。（文莚の妻ハ比良野氏である。）文莚ハ永らく留守居を勤め、頗る利け者であつた。

母の話に拠るに、母ハ弘化元年甲辰、澁江家へ嫁するに就て、文莚の養女となつた。デ文莚の嗣子助太郎貞固（文化九年壬申生）ハ無論母（文化十三年丙子生）の兄となるべき筈なれども、曩きに助太郎の妹威能（文化三年丙寅生）が抽齋の妻となりたる縁因より、文莚ハ助太郎をして母（五百）を妹と称へさせた。母ハ私にいつた。「比良野のお父さんといふ方ハ、助さん（助太郎）のやうな武骨一偏の人と違つて、誠に意氣な人であつた。妾が養女となるに就ては是非共、二三ヶ月間、座右へ置て、真の父子らしく親密にありたいとて、妾を自宅へ引取り在宅の際ハ常に傍へ引付け置き、「ちいほ」と称へて、煙草を填させ、挽茶を立てさせ、香を聞かせ、又ハ酌をさせた。実に事のわかつた、[illegible]しい人で、妾ハ真のお父さんのやうな気がした。それと

十行 廿字 東京相馬屋製

ハ遊つて、助さんハ当時御目付を勤めて居さが、お父さんから「助太郎、お姉さんはお酌をして進げなと言附けられると、黒紬の紋附の衣ものを着て、袖、腕まで至るといふ身振をして、片手ま徳利を持ち重くるしい口調で、「お姉さん、お酌を致しませう」などいふ、その態度を観ると、糸鬢奴で、何処迄も武張つて居る所に、熊谷真実のやうでもあれば、五大力の笹野三五兵衛のやうでもあつた。

「序ながら一寸申上ますに比良野代々の生死年月ハ、助太郎貞固を除くの外、皆不明にて、遺憾に堪えず、尤も宅の繰位牌の中に

厚徳院温誉恵善信士 嘉永三年庚戌四月二十二日

なるものありて、生の四五歳の時より、文蔵翁の位牌ありといふことを母より承り居れども、自餘の年月ハ毫もわからず。生か曾て之を息りとる所以ハ、当時比良野の菩提所は浅草前通の黒船町正覚寺にて、本所から厩河岸の渡しを渡れば直きであつた故なり。然るに生ハ明治八年に濱松へ赴任し、翌九年十

月二十一日に貞固（助太郎）翁が歿するまで在
又養子房之助（嘉永四年辛亥生）は生等兄弟
（生と、矢島優と、勝久と）に向て善意的の絶交
を申込だ。其の理由は養父の訓誡を用ゐず、
商業に従事し大失敗を釀せるに依り、叔
父の歿後、進退維谷まりて電信局の小使に
なり下りて、亡父の体面、比良野の家名を汚
したといふのである。（此事は抽斎の後に記すべ
し）且つ極寺は多分他へ移されたりと思へ
ば、一寸調らべ方面倒ならんか。）

助太郎（貞固）以下単に助太郎と記す。但し明治四
年に貞固と改名した。の青年時代は随分乱暴で
あつたらしく見える。聞く、曾て吉原類焼し、本所松
井町へ仮宅の出来た時、助太郎は毎夜仮宅へ遊
興に出掛けたが、随分持て餘し者であつたとい
ふ。茲に一例を挙ぐれば、或る時、妓楼（仮宅）の二階で臺の物な
ど、酒肴を沢山取寄せ置き、密とそれを梯子の
処へ運びて、忽ち蹴飛し、飲食器皿の一時に階下
へ瓦樂々々と転がり落つるのを見て、拍手快哉を
叫んだ。又或る時は楼上の椽側から肩摩轂撃の

市街へ放尿して樂んだとぞ。助太郎の少時は此の如く乱暴ま、其の未來は又彼が如く武張つて居た。併しそれにも拘はらず、彼れとても亦艶聞があつたのだから可笑しい。當時同藩に藍原（姓）右衛門（名）といふ人があつた。此の人は用人を勤めて、勢力も先づ盛の方であつたが、助太郎は何時しか其の娘がふと互に穴隙を鑽つるの間柄となつた。父文範は怒て助太郎を勘當し、右衛門も亦娘を勘當した。サテコソ二人は裏店を借受け、夫婦氣取の貧乏くらしをしたといふことである。私の母は微笑しながら、

助さんがアレで戀愛譚があつたのだから、何の事はない一の谷陣屋の段の熊谷（の話の方）はどきではないか

と言つた。

既にして勘當は免され、又がふを書とすることも出來た。當初は此の種の家格の常として『御手廻』を命ぜられた。が、しかし餘程、役に立つ人物と見られたが、又は比良野家が重んぜられて居たのであるが、間もなく目付役に昇進した。私の母が

是れは、記憶に拠れるものなれば、其の記憶は十二三の時の記憶にして既に久しきを経たれば誤謬なきを保せず。

此の類の記録は、明治四年七月八日、常陸沖に於て五十六棹の長持と共廿四[illegible]…奪ふ所と為り、今は之を有せざるになり。

其の父文範の養女となつてゐたのは、丁度その頃のことである。

津輕藩の職制を列挙(せんと)するときは、頗る紙數を要して煩はしくもあり、且つ私も記憶し居らねど、茲に記憶に拠つて大綱を挙ぐれば、(第一)家老。城代。用人。側用人。大目付。物頭。留守居。是れ等は所謂『獨礼』(五節句八朔等の式日に、單身君侯の前へ礼に出るもの)にして、第一等官ともいふべきもの。(第二)番頭(かしら)。勘定奉行。町奉行。近習頭(とう)(側役)。是れ等は二人立とも(二人立ともいふ)二人づゝ君侯の前へ出て礼をなすものなり。(第三)目付。近習小姓。近習醫者。近習醫者格。近習詰等は三人立なり。(第四)手廻(小姓組)。表醫者等は五人立なり。(第六)馬廻。馬廻以下を一統礼となす。但し其の中にて馬廻だけは所謂『鎗一本』の主と称されても、其の以下は称するを得ず。馬廻は次で、此の部類の重なるものは、留守居組(獨礼乃至五人立の家格の家に生れ幼稚なるときは留守居組となす)。小普請醫者。中小姓。物書(書記)等なり。○私の所時(記)の(記)ける『江戸定府御家中

使番等は三人立なり(第四)△

是れハ記憶に拠れるまゝのものなれバ其の記憶ハ十二三の時の記憶にして既に久しきを経たれ

其の文義の養女となつてくのは丁度其の頃の事である。

（津軽藩の職制を列挙するときは頗る紙数を要して煩はしくもあり、且つ私も記憶し居らねど、茲に記憶に拠つて大綱を挙ぐれば（第一）家老。城代。用人。側用人。大目付。物頭。留守居。是れ等は所謂『独礼』（五節句八朔等の式日に単身君侯の前へ礼に出るもの）にして、第一等官ともいふべきもの、（第二）番頭。勘定奉行。町奉行迄一人立とあり。（二人立とハ二

に於て五十六棹の長持に具へ、渡備の大尊ふ

使番等ハ三人立あり（第四）

人づゝ、君侯の前へ出て礼を為すものなり。）（第三）目付。近習小姓。近習医者。近習医者格。近習詰等は四五人立あり。（第四五）手廻（小姓組）。表医者等は五人立なり。（第五六）馬廻以下を一統礼とす。但し其の中にて馬廻だけは所謂『鎗一本』の主と称せられても、其の以下は称するを得ず。馬廻は次で、此の部類の重なるものは留守居組（独礼乃至五人立の家格の家にて戸主未だ幼稚なるときは留守居組となす。）小普請医者。中小姓。物書（書記）等なり。○私の祖の所属せる『江戸定府御家中

寺院鑒」に掲れたる安政二年乙卯五月に於ける江戸定府藩士は、百八十一戸にして、此の外に
目見以下のものありしことあり。」

嘉永三年庚戌四月二十一日、父文蔵の死去後、助太郎は間もなく留守居に昇進し、爾来明治元年に至るまで、前後十九年の間、在職した。故に氏の晩年には、大廣間諸大名の留守居中第二位を占め（第一位は鍋島（佐賀）藩の留守居某なりしと聞く）て、所謂外交官中の有力家であつた。

助太郎の外交官に任ぜらるゝや、劈刀第一、私の父を招待して、備前に於て「行已有恥。使於四方。不辱君命。可謂士矣」の講義を聽き、又「君辱臣死」の意義を聲し、眼目一番、「私は自今以後、生命を賭して君國の爲めに盡しまする」と祖先の靈に誓つた。其の時は、目に一杯涙を湛めて居た。父が歸宅の後、母に向つて「比良野は実に忠義な男じや。是ぞ武士の極意と称して宜しい」と声を震はせて話したさうである。

帆足万里は、口を極めて諸藩の留守居を誹毀し、侯家の金を湯水の如くに使つて肉慾を逞ふし、殊に自家の懐を肥すなりと言つて居る。私は

帆足の書あちこち尋ねられど見当らず已むなく記憶に任かす

少時此の言を聞て甚たく不平に堪へなんだ。勿論今と為つて考ふれば、万里の言、恐らくは能く実情を穿つたではあらふ。されども少なくとも此良野はさうではなかつたやうに思はれる。元来津軽藩の留守居には三百石に毎月集会料拾八両といふのが制規であつた。で此良野は持高百石（由緒）二百石を補足せられ、平井は持高二百石（由緒）百石を補足せられた。ところが当時の三百石は幾何の金になるかといふに、遠い昔は知らず、私が幼時に於ける母の覚書に拠るに、渋江は三百石

十行 廿字 東京相馬屋製

十人扶持、其の内若干扶持を消費した残額を売却した月ゝの収入（当時の語で月割と称ふるもの）が約五両一分位、又矢島は二百石八人扶持で同様月割が約三両三分位であつた。是に由て推するときは、此良野の月収は概ね五両一分許、之に十八両を加へたところで二十三両一分である。然るに其の実費を聞けば、交際費のみでも月支百両以上に及んだらしかつた。差引七十余両の不足となる。これへ生活費を加ふるときは、先づ以て百両宛の不足とならねばならぬ。それで

八迚も遣り切れるものではない。勿論是れは極端なる計算法で、マサカそれ程までにはならざるべけれど、実際に就て言ふと、一たび吉原が類焼すれば、馴染の妓樓（佐野槌樓）へは直ぐ見舞金百兩を遣らねばならず、名古屋といふ引手茶屋（[illegible]）へも五十兩は取られた様子であつた。それに狎妓黛（まゆずみ）（お職女郎）までは何の奴のとて常に餘程取られた。であるから比良野の家内は宛然火の車で、只細君おかねが頗る會計の才に長じて居ればヤツと持て居るのだ。助太郎は或る年末に私の母に向つて、

『御姉さん、俺（おら）ア正月が来ても、褌一本新調する事が出来ません』

と言つて、心中の悶々を漏らしたことがあつた。それでも外観上は頗る全盛であつた。今私の見た所の比良野を一寸紹介しませう。

助太郎は讀書の人ではあつた。がしかし今風に言へば、武士道といふ宗教の熱心なる信者であつたのだ。道楽職業に似合はぬ紀律の頗る嚴正な人であつた。先づ毎朝日出の頃に蓐を出で、

直に厩へ往つて『瀧風』と名くる愛馬の世話を焼
き、（友人なども往々ソンナ事は馬丁に命すればよ
いではないかと忠告しけれど、助太郎は否々馬
は親しく世話を焼て親んで置かねばマサカの
時に役に立ぬと称して、其の忠告を斥けたり）。そ
れより盥嗽し、それより佛壇の前に至つて、且つ
木魚を叩き、且つ観音經を高唱す。其の熱心に実
に非常なもので、其の陰で何等の來客ありとも、皆
待らせ置きて、一切面會せず。終つて理髮を為す。
前に言つた如く、頭髮は糸鬢奴なれども、外交官

十行 廿字 東京相馬屋製

の事なれば、何どき何処へ往くにも一切差支のな
き様に準備を整へ置き、それから朝饍の座に着
く。朝といへども一寸酒を飲む。酒肴は二三種な
る中に、概ね魚河岸『のだ平』の蒲鉾が加はつて居
た。のだ平の蒲鉾は当時一枚二分二朱位のもの
で、何うしてどうして、非常の高價といはねばな
らぬ。
（其の頃鰻丼は二百文、百五十文。蕎麥は天麩羅
又は玉子とぢ三十二文、あられ二十四文、もり
かけ各十六文。往々二八そばといふのさへ有

つた。

朝餉中か、又ハ纔ニ朝餉を終つた頃ニ、ドン、ドドンドンドンと、邸の櫓太鼓が鳴り出す。是れハ巳の刻即ち今の午前十時を報ずるので、此の太鼓と同時ニ、留守居役所へ出勤し、二三の用務を便じて、後、侍、草履取、(二者ハ自分の家来なり)及び数名の従者を随へて千代田城ニ至り、諸留守居と會し、若し集會日ニてあれハ、或ハ八百善、平清、川長、青柳等の會場ニ臨み、又ハ妓楼ニ陟む。其の煩累ハ真ニ得て名状すへからざるものであつた。

諸藩留守居の集會席でハ、新古の順序が至て嚴重で、例へハ、文久、元治、慶應の交ニ於ける大廣間大名留守居の集會席でハ、前ニも言つた通り、佐賀藩の留守居某が第一位を占め、第二位ハ比良野であつた。挨拶をするニも、新役ハ必らず立つて古役の前ニ至つて礼を施せども、古役ハ已れの席ニ坐つた侭で礼を施す。献酬の際も亦然り。故ニ比良野ハ只佐賀留守居某の為めニ、他ハ悉く坐はつた侭であつた。

助太郎ハ脊高く、筋骨逞ましく、殊ニ苦味走つて

十行廿字 東京相馬屋製

美男子であつた。其の同僚平井修理後に要も亦同様であつた。故に『津軽様の留守居のやうな立派な方の揃つたのは他に類がない』といはる向きの人々の定評であつた。二人共に『初手足軽頭』（略して物頭と称す。言はゞ陸海軍の大将の如きものなり。）を兼ねて居れた為、津軽家の中郎又は下郎の附近に火災があれば中らず火事羽織を衣て馬に乗り、数十名の足軽を随へて出張す。二人共に往復中らず何れの宅へ立寄つたが、随る壮観であつた。併し比良野は『でわもて』で敵役

然うし、平井は温容で立役然うしたテ知らぬ者は比良野を怖れ、平井に親しんだが、其の実は正反対であつたのださうで可笑しい。『併し此の事は平井の条に述ぶべし』。

安政の震災の際、助太郎は生命を賭して本所の羅災民を救助した。（此の事は抽齋の条に述べた。）又其の翌年（三年丙辰）抽齋が国勝手の説を主張した時、助太郎は激しく之に反対し、二人の間の交情は殆んど之が為めに絶えた。（此の事も抽齋の条に述べられたが略す。）

十行廿字 東京相馬屋製

抽齋の歿してより程經て後、助太郎は久濶で私の宅へ尋ね來り、爾後相交を恢復した。私は幼時、豫て叔父と父と衝突した話を聞て居り、且つ怖い面の人だと思つて、比良野を尋ねる毎に、

『情願叔父さんが不在であつて呉れゝばよいが、、、、』

と、心中に念じた。デ會よ不在であると、

『先づよかつた』

と胸を撫下した。ところが在宅であると、心中非常に弱はつた。併しそれは、ホンの初の間のみで、

回一回と親むと毎に終に叔父に逢ふのを樂むやうになつた。けれども私の同胞の中には外觀を觀て頗る恐れる者もあつた。当時私と翠暫とは日々海保の塾（傳經廬）へ通ひ、専六は近隣の杉四郎といふのへ通つて居た。デ同じ兄弟でありながら、塾の休日が違ふので、一緒に散歩することが出来なかつた。一夕、幸ひドチラの塾も休みであつたので、三人は一個の若徒を随へて、諸所を散歩し、もはや帰宅せんとして回向院の裏門通りを歩いて居ると、両國橋の方面から、叔父が轎に乘

つて、約二十人の従者を随へてまゐつて居る。不圖轎内から我々二人の居るのを見附けて、忽ち轎を留めさせ、轎内より出で、悉く従者を放ち帰し、只久次郎といふ草履取のみを従へて、ゆかしと我々の傍へ進み来り、

『ドウだ、一緒に食はふ』

といつた。私は一も二もなく同意した。そして

『お供致しませう』

と答へた。スルト叔父は微笑して、サモ嬉しさうであつた。併し他の二人の中には、非常に叔父を嫌

たので、叔父は満足の意を表した。其日仲ノ町政に緑町へ創立された新昇亭といふの一同行し、酒酣にして、他の二人を再び宅から呼んで、喫飲せしめた。此の時から叔父は非常に我々を親み、終身敬んと親子のやうになつた。

蓋し此の人は、外貌は一寸恐るべきに似てをれども、其の実は慈愛の心深く、己を慕ふ者は之を熱望し、己を嫌ふ者は之を疎んずるの傾

十行 廿字 東京相馬屋製

つて、約二十人の従者を随へてきつて居る。不意轎内から我れ〳〵三人の居るのを見附けて、忽ち轎を留めさせ、轎内より出で、悉く従者を放ち帰し、只久次郎といふ草履取のみを従へて、以かしと我れ〳〵の傍へ進みて来り、

『ドうだ、一緒に食はふ』

といつた。私は一も二もなく同意したそして

『お供致しませう』

と答へたら、スルト叔父は微笑して、サモ嬉しさうにあつた。私は[illegible]非常に叔父を好んで

（津軽藩の用達を勤めて千石を領し、津軽屋と号せしは、豬谷氏、市野にあらず、○市野は古注家（迷庵之）、純乎として古注を奉せり、故に抽斎まで古注家なりき）

15

ゐる者だ。どうしても同行し肯んぜなんだ。叔父は頗る不興の体で行つた。けれども私は同行したので、叔父は満足の意を表した。デ当時侠客相政が緑町へ創立した新昇亭といふのへ同行し、酒酣に、他の二人を再び宅から呼んで喫飯せしめた。此の時から叔父は、非常に我れ〳〵を親み、終身縣んと親子のやうになつた。

蓋し此の人は、外貌は一寸恐るべきに似たれども、其の実は慈愛の心深く、己を慕ふ者は之を熱望し、己を恐るゝ者は之を疎んずるの傾

向かはつた。

○上文に比良野の外貌剛にして其の実、人を愛す。平井の外貌洒落にして、其の実、短氣なることを述べ、平井の筆は之を掲げんとはいつた。併し今二例を茲に掲ぐ。

平井修理（別に掲ぐ）は（文化十一年甲戌生、比良野は文化九年壬申生、）沢田東江の門人で東堂と号し、大名或は旗下（比良野と同じく、留守居、兼物頭であつた。此の人に）の士に数多の門人を有して、一時頗る盛名を得た。留守居下役は杉浦多吉（後に喜左衛門と改む。）とて、年齢も六十を過ぎ、頗る老練の人であつた。

近年まで攻玉社の校長をして居た藤田潜（ひそむ）氏は其の頃、留守居物書（書記）であつた。一日、留守居役所は、比良野は不在で、平井のみ出勤して居り、藤田（当時は名を徳太郎といつた。）に何か公用書翰を書くことを命じた。で藤田は戦々兢々として書きたれども、手跡は勿論書家の目には至て拙く見え、文章も亦平井の如き詩人文人の前には到底可とせらるべき筈がなかつた。『藤田、こんなまづい書きざまではいかん。書き直せ。』藤田は此の命令の下に幾回となく書改めたけれども改めれ

ば改める程、益々氣に入らなくなり、罵詈讒謗の
末、畜生呼はりさへして、「此樣な未熟な書き樣で、
それでも奉公が濟むと思ふのは、實にヅーヽし
い奴だ」と斷言した。藤田は最早絶体絶命、殆んど
死を決した。幸なるかな其の刹那に「比良野樣が
お上がりなさつて」といふ声が聞えた。其の時の
藤田の喜びは、何に譬ふべきか、地獄で佛に逢つ
たと稱して可いであらう。軈て比良野はヅカヽ
這入つて來たが、只ならぬ樣子を見て、
『同僚、是れは如何した譯だ』
と尋ね、平井の「斯く／＼」とサモ腹立たしさうに言
ふのを聞いて、藤田に向ひ、
「藤田、足下は氣の利かぬ奴だ、ドレ見せろ」
と言つて、其の書いたのを手に執り、一讀の後、三
づから筆を執つて他の巻き紙へスラヽと認め、
「如何だ同僚。是れで可いだらう」
比良野は固より書家でもなければ、文章家でも
ない、平井の目に、其の書いた手簡の、氣に入る筈
はないけれども、比良野は古役、平井は新役なれ
ば、平井はそれを彼此非議する譯にはゆかぬ。そ

十行 廿字 東京相馬屋製

此由、一讀の上、
「イヤ、実に結構です」
と答へた。比良野は直ぐに之れを藤田に交付し、
「藤田。自分は、こんな風に書きました。今日俺は
書いて死ぬ」
と、鶴の一声で忽ち無事に納まつた。藤田は流石
でホツと一息吐き、
『比良野様は、実に難有いお方だ』
と、涙を流して深く之を心に感謝した。此の人の為
めならば、生命を捨てるも悲しむに足らぬと思ひ
込んだ。
抽齋の歿後、即太郎は、私の母が女の手一つで多
くの子供を養育するのを心元なく思つてが、
『お姉さん、子供を連れて是非私の宅へ同居な
さい』
と切に勸めた。母も其の厚意は固より厚く思つ
たれど、(第一)澁江の家族は、奴婢食客を悉く謝絶
した所で猶母と私の外、男子二人、女子二人、都合
六人の家族であつた。勿論比良野は所謂外交官
で、家は非常に広かつた故、同居しても差支はな

十行 廿字 東京相馬屋製

きやうなものゝ、比良野の家計の裕かならぬこと
は、母の夙に知る所なり、と言つて、比良野の氣性
として一切賄料を取る氣遣ひなく、又「斷じて取
らぬ」といふことを明言して居た。且つ三飯共に會
席料理然としたる饗應をするに相違なし。旁ゝ
以て何分にも甘んじて世話になるといふ事は、
心の許さぬ所であつた。デ母は斷然之を謝絶し
たが、助太郎は深く思ひ込んだこととて、容易に承
知せず、萬延元年庚申、私の四歳の時から、慶應三
年丁卯、私の十一歳の時まで、何十回となく此の

△此の一件は助太郎の事をいはんが爲めに掲げること

私の兄弟には非常に堅い人と其の正反對の人とがあつて、長兄恒善は餘り堅過ぎるとさへ言はれた人であつたが、次兄優善の放蕩であつたことは此話にもあるが、併し三十歳以後は非常な好人物になつた。

問題が持上がつて、助太郎は其の都度熱心に主
張した。○偖又私の兄矢島優善は、維新後には正
直な同情のある、誠に良い人物ではあつたが、幼年
時代、青年時代には、隨分手こずつたものだ。安政
乙卯、彼が二十一歳の時、父は彼を座敷牢へ入れ
る心算で、大工に命じて、二階の一室を四ツ目格子で囲ひ、本人
の所在が知れ次第に、それへ推込むことに決した。
ところが震災の爲めに、其の室は、メチヤ〳〵に毀
れてしまつた。若し優善が室内に入れられてゐつ
たならば、彼は必らず慘死したであらう。けれど

も彼は毫も改悛の状なく、如何はしい風体をし
て市中を徘徊した為めに、翌三年丙辰、表醫者か
ら小普請醫者に役下を命ぜられ、父も三日間閉
門をした。(兄は其の四年丁巳四月十一日、辛くも
表醫者助を命ぜられ、五年戊午二月二十八日、ヤ
ット故の表醫者に復した。其の年八月父は歿し、
翌六年己未十一月二十八日、濱町詰の奥通りに
昇進した。(奥通りといふは、表醫者の名義で君側
に近侍するのである。是れは濱町の老侯信順が
父の功を懐ふて引立てたのだといふ。)當時近習

醫者の第一位を占めてゐる中丸昌庵(文政元年戊
寅生。此の時四十二歳。)といふ人があつて、父の門
人で、才と辯とを以て人に知られて居た。此の人
が兄に向つていふには、
『あなたも最早二十五になるではないか。お父
さんの既に遠逝せられた今日、[illegible]かくして居
られる場合ではない。一日も早く澁江と分離
して一と奮発されては如何。』
兄も其の氣になつた。そして始めて目の覺めた
やうな様子になつた。私の母と助太郎とは無論

それを危んだけれども中丸等二三の人々ハ、此の分離を以て矢島の身人間にあるべき端緒と為し、矢島も亦切に之を希望したので、快く翌万延元年庚申を以て、洗心も矢島も本所に壹両町の家(此の家ハ江戸切絵図に載す)を引払ひ、而して洗心ハ本所亀沢町の家(此の家の跡ハ今相生小学になつて居る)へ、又矢島ハ本所緑町で「鳩医者」の名を得た佐久間といふ医者の宅を購つて其処へ引移らせた。矢島ハ兄(二十六歳)妻てつ(十五歳)と下婢一人、都合三人暮らしであつた。ところが母と比良野との接に

違はず、兄ハ忽ちボロを出したれば、翌文久元年辛酉三月六日「身持不行跡、不埒の届」を以て隠居を命ぜられ、且つ「格段の情憐を以て、名跡は立被下置れ間、相應の者養子願出べき」旨を申渡された。

中丸昌庵の取計で伊達周禎といふ町医者を養子となし、同年八月四日、二百石八人扶持、無相違下置かるゝ旨申渡された。時に養父優善(通称玄碩)ハ二十七歳、養子周禎ハ四十六歳。此の事に就ては兎角の評があつた。

十行 廿字 東京相馬屋製

優善の隠居を命ぜられたるに就て、最も痛心し
たのは母と助太郎とであつた。助太郎は甚だしく
優善が矢島の家名を汚したのを悲み、殊に抽齋
の顔へ泥をなすつたとて、深く之を咎め、是非と
も大々的奮発をして會稽の恥を雪げと攻めた。
優善は發奮して山田昌榮の温厚篤実の君子なるを
慕ひ、且つ其の第一流、流行醫たるを知るより、其
の塾生と為つて螢雪の功を積まうとして述べた。
助太郎は無論賛成した。併し当分先づ自分も一通
かり、決心の体を見届けて上の事にせんとて、優

善夫婦を預かつて二階へ住はせ、鄭重に之を待
遇した。かくて約二百日を經過し、改悛の状を見
届けたる上にて、其の年の十月、助太郎は母と同
行して本郷弓町なる山田を訪れ、懇に昌榮翁に
依頼して塾生として貰つた。当時山田の塾生は
十九名。翁は優善を梅林松弥(亦抽齋の門人なり。
維新の後、名を澤と改め、陸軍の軍醫正となつて
が、不幸にして明治十年の頃歿した。年齢は四十
歳位にてありしならん。)との二人を塾頭にした。
爾来優善は暫時の間は勉強の効顯はれ、病家の

氣受け願ふ宜しく、旗下の士の家などにて往々「先生」（昌宰翁）に依頼せられて、特に「矢島さんに願ひたし」などゝ申来るものもありた。デ母も助太郎も願ふ喜んで居た。

然るに翌文久二年壬戌二月初午の日、

（因に云ふ、私の引移りたる亀沢町の家といふは角倉と一所にて京都の代官を勤めて居た人の邸と地所とを買ひ受けたるものにて、邸内に亀沢稲荷大明神と和合神との社があり、角倉より引継の時に「初午の稲荷の祭だけは是非行つて貰ひたし」との条件が附けられてあつた。）

それのミあらず、初午の前日から宅の前へ約二十軒の縁日商人が出た。それゆゑ、宅にても年々初午祭を執行した。

優善も来て、茶番を演ずるやら、清元を語るやらした。母も苦々しくは思ひたれど、優善元来下口にて、酒は舌に觸るれば忽ち金時の如くになつて、汗をかき、苦しい〳〵と喘へるので、それゆゑ先ついて大丈夫あらんと思つて居た。ところが四五日の後、山田から「矢島さんは如何なさいま

しれ迄と尋ねて来た。「ハテナ矢島ハ初午の前夜、四ツ（十時）頃ニは塾へ帰りましたが」之に答へられで、忽ち大心配ハ始まり、八方捜索の結果、吉原田町の引手茶屋ニ蟄伏して居ることが知れた。デ遊蕩費ハ浪江で悉く之を償ひ、本人をも引取つた。が此の時ニ於ける助太郎の立腹ハ非常でありました。助太郎ハ、母と私（時ニ六歳）と（同）著の親戚小野道秀と額を鳩めて協議の末、

「矢島ハ私（助太郎）の宅ニ於て詰め腹を切らせる。お前等なら、お姉さんと、三堀（私之）当時通

私を三吉（いつて）と、道秀さんも是非なく立合下さい」

といつた。此の話を聞て第一ニ驚いのハ小野道秀で、彼ハ顔色忽ち蒼白色ニ変じ、戦慄して一語を発することも能はず、今一歩を進むるに気弱なき風情でありました。母ハ其の時、強て争はず。翌朝改めて此良野を詰問し、本人をして金比羅大権現ニ對して誓約書を認めさしめることにし、私と母とで虎の門へ之を携へることにし、それで詰腹談ハ立消となつた。勿論助太郎も其の件の事ハ承知し

本人ニハ誓約書を認めさせ、之を金比羅神社へ納めよりと言ひ聞かせられ、実ハ之を納めず、只神社へ行きて只願ほどきをなしたり。

十行 廿字 東京相馬屋製

て居たのでござらふ。
助太郎は、前に述べし如く、親戚の為めには財を擲つことをも、罪を負ふことをも厭はなんだ。故に他の一方より言へば、親戚は是れ等を負はすることをも何とも思はなんだらしかつた。私は明治元年戊辰四月、國勝手を命ぜられ、大きな家屋と廣い地面とを、わづかに四十五両で賣却して江戸を出発し、女装して辛くも敵地を通行し、三十餘日を経てヤット弘前へ着いた。弘前へ着いた時はたゞ着のみ着のまゝで、それも私すべき姿であ

兄は後年吾父母の處置を聞知りて泣くことを惑ひ、屢ゝ感嘆の語を発しをり、

つた。而かも船荷は未だ一箇も着かなんだ。既にして船荷はヤット着いたれど、未だ定まつたる邸宅も賜はらず、且つ地行は悉く侯家へ借上げられ、只一人前(一日)二十五銭(一分)の割合をもつて土手町の伊勢屋といふ大きな古着屋へ下宿を命ぜられて居た。宿所と賄とに頗る鄭重なれど、約一年許の間に囊中へ一銭も這入らぬので一と方ならぬ困難をした。比良野は江戸出発の殿り者で、約三十戸の藩士家族を率ゐて安済丸といふ新調の帆船へ乗込んだ。是れは戊辰の五六月の頃

十行 廿字 東京相馬屋製

であつたと思ふ。ところが此の帆船は至極の厄
介丸で、海上進退の自由を失ひ、乗込人は
皆千辛万苦の末、翌二年の五月に、ヤツト東京へ
舞戻ることが出来、更らに汽船に乗じて青森港へ
着いた。弘前では毫も其等の情を知らず、比良野の
一行が江戸を出発してより、頓と消息に接しない
んで、為めに諸種の風説を生じ、確かに海底の藻
屑になつたに相違ないといふ者もあれば、附近
の海中へ「比良野助太郎」と記した荷札が流れて
来りしといふ者もあつた。私共は一方に

十行 廿字 東京相馬屋製

らず心配をした。スルト一年餘を経過した明治
二年の六月に、久し振で「青森港比良野助太郎」より
りと記した書信に接した。私共はホツト息を吐
いた。併し驚はつゝ来るに其の書中に
「一年餘の滞中に使ひ尽して今は嚢中に只だ
一分銀が一箇あるのみ。如何することも出来ぬ。
情願至急に金を調達して迎ひに来て呉れ」
と記してあつた。十三歳の私は当惑して、母と互
に顔見合せた。其の仔細は私共は弘前到着以来
一年と二ヶ月になれども、今以て一銭の給与を

得ずして其の困難は名状し難い程であつた。
ところへ叔父から金の都合をして呉れとの依
頼。マア如何したものであらうかと思案の末、大兵
と呼ばれし出入の者を招いて、刀欽質入の事を托し、
三十五振の刀を抵当に二十五両の金を借り、之
れを携へて叔父を青森に訪ふた。
因みに今一つ挙げん。明治五年壬申五月、私は本
所横網の裏店鈴木屋（亭主は元来船宿を営みしが、落魄きて舟子となり、此の少し前に死せり、故に戸主は四十五の老婆なり）に寄寓して居りし時、突
然叔父は弘前より尋ね来りて、只今着京した。俺

津軽藩邸引拂ひの後にて然く

と家内と娘（時に六歳）と三人だ。只今家内は船中に待
たせて居る。船は直ぐ此の河岸の百本杭の処に着け
てある。情願当分足下の処へ同居させて貰ひた
いといへり。少年の私これには非常に閉口した。
其の理由は種々あれど、（第一）当時は津軽侯が本
所の公方様と言はれたる時代から、程遠からぬ時
まで、「津軽様」の御留守居の比良野様といつたら、
本所では殆んど誰れ知らぬ者はなく、殊に異様
なる「茶髷奴の比良野様」の面は皆一同に知つて
居たるその「比良野様」の下等社会の巣窟たる裏店

へ入れる迄ハ私の思ひぬ所ではる（第二）仮りに之を可ありとしても所で、私ハ其の頃、弘前と音信絶え嚢中空しくして、僅二月二兩の賄料さへまだ一文もあらずまに半歳許を經過した。其処へ叔父等三人が来られてハ、如何しやうもない。併し私ハ直ぐ「宜しい。」と遠慮なく幾日でも此逗留下さい。いづれ近い内に母にも國から来ましやう。ならしたらには一緒に家を持つても宜しい、と思ひ却つて挨拶した。叔父ハ此上なく喜んだ。デ約半年程同居して居た。其の間、毎日一回づゝハ横

山町の尾張屋へ伴つて往き馳走をしく。叔父ハ[illegible]りく喜んだ。併し金銭の如何ハ毫も知らぬらしかつた。

是れより先き、慶應元年乙丑四月二十七日、最愛の妻かふ（四十九歳。文化十四年丁丑生、）ハ歿した。此かふは、叔父の若くき財政の衝に当り、内助の功ハ一通りでなかつた。かふの歿後、親戚友人并に部下等ハ切に後妻を勧めた。併し助太郎ハ「五十を越して花聟さんにもなるまい」と称して應じなんだ。けれども留守居の家に細君のなら

るべからざるは言ふ迄もなきことなれど遂に後妻を迎ふることに決した。時に幕府の表坊主に大洲玄仙なる者がある。其の妹某（てる）を以て之に適当ならんとて薦むる者があつた。助太郎は留守居下役杉浦喜左衛門をして其の人物を観察せしめた。是れは前にも述べた如く喜左衛門は老功の人であるからである。喜左衛門一見の上に盛に其の美を称し、且つ動作といひ、言語といひ、何一つ不足なしと激賞した。で愈よ其の者を迎ふることに決し、黄道吉日を撰で華燭の典を挙ることとした。私の記憶する所に拠るに是れは翌慶應二年丙寅の事であつたと思ふ。母の話に拠るに婚礼の当日、母は助太郎と窓下に対坐して居た。軈て花嫁は轎に乗つて来た。が轎から出る所を視ると、頗る附きの出歯で、色の黒い、鼻の低い、身体の極めて小さい一見人をして噴飯せしむる的の女であつた。助太郎は苦笑一番「お姉さん、あれが花嫁さんですか」といつたが、得も言はれぬ不快の様子であつた。母も非常に驚かれた。で何うか処置を下さんと思つて居ると、彼の杉浦喜左衛

主人の外、十五歳の美しき子のみなりき

志都なりき　天保六年乙未生　時に三十一歳

門ハ馳せ来りて深く疎漏の罪を謝し、人違ひで
ありしことを述べ
「実ハ先方より旨く嵌められたのですが、往日拙者が先
方を訪れて、下れ見分の事を申入れるに、先方
でハ委細承知し、直ぐ本人をして茶を運ばせ、
暫らく其の席に居て寒暖の挨拶等をさせた。
拙者ハ随る其の容貌態度に感服した。併し今
日此の為体であるので、拙者ハ喫驚の餘り、直
に馬を馳せて先方を糾して見ると、往日の美
人ハ全く娘で、大洲ハ拙者を欺いたのであり
ました」
といつた。母ハ勿論破談ハ事を主張し、杉浦も自
分の粗忽より先方の論説を明かにして、破談を
為さんと主張した。併し此良助ハ天命説を述べ、
みづから運命と諦めて遂に結婚した。此の後妻
は迚も先妻がおそくに同日の論にあらざれども、助
太郎に取ての之を放逐せんとも為さず、慶應三年
下所一女利を挙げた。
因に云ふ、此の後妻ハ助太郎没後も扶生存し、
明治十八年四月に没した。(享年五十一歳)

助太郎、文久元年辛酉、五十歳に達せしかバ、楢子なかりしかば、茲に養子論が起つた。デ或る人の勧めに従つて同藩士稲葉丹下（物頭。高二百石）の次子を貰ひ受けんとした。私の母ハ異議を唱へた。其の理由は、稲葉ハ家柄も善し、地位も低からず、且つ藩中屈も富裕なるものゝ一人ではあれど、人物野鄙にして、毫も学問の素養もなき由なるに、併し助太郎ハ遂に之を養子とした。養子房之助（嘉永四年辛亥生）時に十一歳。果然房之助ハかなりの気に入らなんだ。此の人ハ武藝にハ先づ以て熱心なれど、学問ハ到底見込がなかつた。当時比良野に同居をして居た優善の話に、大学の素読をやつと卒業して、中庸に移れにハ、大学は悪く忘却し、中庸を卒へて復た大学に移れにハ、中庸を悪く忘却するとのことであつた。併し間もなく藩制改革の為めに免職となつた。明治二年の頃、房之助ハ「手廻」となつた。同五年、助太郎先づ上京して私の横網の寓処に同居し、六ケ月程経て房之助も上京して、これに父子共に本所緑町へ卜居した。其の頃、助太郎ハ我が家の面白くなき為め、

毎日早朝家を出で、浅草の極楽寺に詣で、帰途必らず私の宅（母は上京して本所相生町へ住居した。尤も私は学校へ寄宿し、宅には居らなんだ。）へ立寄つて遊んで終日居た。夏期休業の或る日、助太郎は使をもつて、私に直ぐに来て呉れよと申来つた。何事かあらんと、私は直ぐ尋ねて見るに、房之助が古記録を反故にして壁を貼らんとし、助太郎はこれを制すれども聴かないので困つて居た。私は飛んでもないことだといつて、之れを止めさせた。其の頃から房之助は実父丹下に居て古道具屋を始めて大に失敗した。併し助太郎の存生中は、どうにや、かうにや維持して居られたが、明治九年十月二十一日貞固（助太郎）が歿して後（貞固享年六十五）遂に大失敗した。初め貞固が後妻を娶りて間もなく妻の弟玄琢が読書に熱心にして書を購ふの餘資なきを恵み、八尾板の史記を始め、幾多大部の書を買ひて与へた。此の玄琢、明治十年頃より電信局長と為りて両國の電信局に勤めて居た。房之助は之を頼りて電信局の小使に住込んだ。妻は洗濯女と為り、又使ひあるきをして

續いて其の日を送つてゐた。房之助が私共同胞へ絶交状を送り寄せたのは其の頃の事であつた。其の理由は

「我れ等は此の如く落魄した故以て交際せんとすれば双方共に困る」

といふのであつた。

郁太郎は晩年極寺へ詣るまでして、其の帰途私の宅へ尋ねて来て、母を對手に懐旧談に耽るまでして、珍蔵の書画を出して私を對手に品評までして己を楽しみにして居た。併し氣の毒なことには私

が瀧村へ赴任した不在中に死んだ。

稲垣清蔵の事は抽齋の条に一寸述べた。此の人に就て、他に聞及びしこともあらし。此の人は安永五年丙申(時に允成十三歳)正月二十一日歿し、妻鈴木氏粂(允成の母)は文化九年壬申(清蔵歿後三十七年)八月十二日に歿した。是れより先き清蔵の子清兵衛は旅店を止めて金唐皮(きんからかは)を販ることを業とし、大矢姓を名乗つた。

(大矢といふ幕府御家人(ごけにん)の株を買ひしならん。)

が其の後悴の為めに飯田と称ふる或る人（七十俵五人扶持）の株を購つた。小普請組秋月大学組飯田四郎左衛門平良清といふのは、清兵衛の悴のことである。

抽斎の妹須磨（享和二年壬戌生、文政九年丙戌死）十八歳の時、此の四郎左衛門の妻と為り、女子二人、男子一人を生んだ。長女名は延。体小さけれども、母（須磨）に似て美貌。小舟町の鰹節問屋新井屋半七（新粋とかいふ）の懸想する所と為りて、其の妻と為つた。併し不幸にして安政五六年の頃歿した。抽斎は知る。至縁は一二三年と記臆す。次女名小路。小児の時は美貌なりしも、天然痘の為めに二目と見られぬ醜婦と為り、他に嫁することを能はざりしが、慶応二三年の頃、幕府旗下の士戸田某（三百石）といへる老人の後妻と為り、其の孫三十郎（時に十五六）の世話をして居た。明治の初年に歿した。四郎左衛門の男直之助は、世を早うし、四郎左衛門更らに孫三郎なる者を養子とした。（文政十二年の頃に生れた人と思ふ）孫三郎は初め徒目付なりしが、追々昇進した。明治

元年静岡へ移りて後、一時静岡縣の官吏となりしが、廃藩の後、明治六年の頃に帰京し、（其の頃は名を良政と改めたり。）下谷車坂町三十番地に住したり。（維新前湯島猿飴の横町に居たり。）その頃の話に養子某（としも私と同年）は医者にするつもりで大学東校に学ばせ、（明治六年頃の話）目下数学は一元一次方程式を学んで居ると[illegible]いつた。私は其の頃学校へ（寄宿中であつて）、両三回訪問したれど、折悪しく不在の時のみであつた。其の内、私は浦和へ出張し、良政は其の不在中に死んだと。

十行 廿字 東京相馬屋製

小野 小野令富（天明三年癸卯十一月二十六日生）瀧江本皓の長子なり。母は横田氏与乃、武蔵国川越の人某の女なりといふ。寛政十二年庚申五月三日、同藩医小野道秀の末期養子と為る。時に年十八。同年八月朔日、家督、二百石八人扶持相違なく下置かれ、表医者を命ぜらる。初め通称慶次郎、小野氏を嗣ぎてより有尚と改め、享和元年辛酉又道瑛と改む。文政七年甲申十一月朔日、近習詰に進み（四十二歳）。天保二年辛卯十二月十八日、近習医者と為り（四十九歳）。安政四年丁巳、隠居す。（七十

五。文久二年壬戌十二月十二日死す。享年八十。令
嗣は他に技能の称すべきもなかりしかど、只蓄財
の術に長じ、堅とさる俸給と薬札との中より若
干金を貯へ之を貸附けて一万両餘の産を作つ
た。令嗣、一男一女あり。男名は富穀、通称道秀。文化
四年丁卯生る。女名は秀（ひで）。成長の後、長谷川町の外
科醫鴨池道碩に嫁す。道碩は町醫なれども頗る
流行しけり。落語家の落語に迄も用ゐらるゝ人な
り。道碩の嗣に（養子或は孫也）は維新後本郷区長と為
りて香しからぬ事ありたり。

富穀、十一歳の時、森立之と共に抽齋の門に入り、
其の後、表醫者より漸く進んで濱町隱居（信順）附
の近習醫者と為り、明治三年に隱居し、同九年七
月十七日、七十歳で死んだ。此の人は父に倍して
蓄財の術に長じ、貯金も（亦）数倍して、小野の富と
いへば江戸定府中誰れ知らぬ者なかつた。併
しそれと同時に、才の秀でぬことゝ、癔病あることゝ、（吝嗇なること）
も亦人の知る所でありつた。併し君侯の意を迎へ
ることが巧手で、身体の肥満して居る所から、膝で
烟草を吸ふことを覚え、又頗る滑稽舞踊に長じ、酒

聞て人の頤を解くことに妙を得た。中丸昌庵が或る時、道秀を揶揄して、
「幇間が二百石でだにチト高過ぎるやうだ。如何です半分上納しては。若し何なら、私が今夜足下に代はつて御前へ其の趣を申上げても宜しい」
といつた。スルト道秀は面色恰も土の如くに変じ、其の夜、三更を過ぎたるに拘はらず、私の宅へ尋ね来て、母の前に平身低頭して「情願貴女から中丸へ取成して下され。貴女が取成の義を承知して下さらぬ間は、今夜枕を高うして眠ることが出来ぬ」と嘆願した。

明治三年六月十三日、藩知事承昭（つぐてる）公（今の正二位伯）は弘前附近の大星場といふ所に於て兵の大演習を行ひ、歩参事加藤武彦（嘗て用人たりし清兵衛の嗣子）を総隊長として盛に武を練らせしむ。道秀随行（第五大隊に）を命ぜられ、勿論負傷者病者の治療を司るべき筈であつた。ところで銃声の盛に発するや、道秀は恐怖戦慄して殆んど人事を失はんとした。寛大にして同情に富める君侯は、侍坐せる私を顧みて「道秀は餘程弱

はつて居る様子である。其方ハ跡を引受けて帰して遣こんかの」といはれる。私ハ当時十四歳。何るも「向ふ見ず」であつた。一も二もなく敬承の意を表し、直ぐ道寿を帰宅させた。今から思へバ実に乱暴の話であるが、道寿の性情も亦非常といはねばならぬ。

「私ハ其の頃、藩学の助教で、経書を擔任して居たので、この時總長ハ兼ね居たのであつた。」

道寿の子道悦（天保七年丙申生）ハ、明治十九年に虎列拉で死んだ。享年五十一歳。此の人に就ては

諸種の話あれど、抽斎伝に益く遠きを以て略す。

岡西栄玄

栄玄 ── 徳（とく）
　　 └─ 徳瑛 ┬─ 玄庵
　　　　　　 ├─ 養玄（後ち岡寛斎と改む）
　　　　　　 └─ 初（はつ）

岡西栄玄（器）は阿部対馬守福山藩主の藩士なり。抽斎の岳父なり。元来岡西の家ハ妙な家にて、忌憚なしに言へバ、才子と変人と、精神病者とありしなるに似たり。栄玄は、極めて正直な人なれど、聊か偏狭

十行 廿字 東京相馬屋製

の嫌ひなきまはならんだ。纔か八文の煮豆が氣まふつて、幾度となく戸棚を檢めたといふ話は、私の屢ば耳にする所であつた。私の母が浪江へ嫁して間もなく、一日栄玄が尋ねて来た。進物切らさこが聞く を携へ来り、「一寸其処迄往きて、帰途に立寄る」といつた。母は「何が御馳走をせずばなるまい」といつたが、父が「アノ栄玄といふ男は非常に倹約な男だから、粗末な物の方が却て宜しい」といつた。「それでは手附かずにはお持たせを料理して出すのが無難であらう」と、此の考へを以て、母は彼が携へ

来れる魚を種々に調理し、それを饗應した。それと栄玄は其の携帯品と知つてか否か、非常に不興の様子で、母に向つて「浪江の内は元来お宅とどは違つて、節倹を旨として居るので、此様な結構な者をお馳走しては、いけませぬ」と、永談議を始めた。母が「それはお持たせでありますよ」といひもしたなら、耳に入らなんだといふ。先づいつて愚直の人であつたと見える。併し其私生児苫（とま）下婢の腹に出来れ女児にといへるを、何故か虐待して一切他りとか、の子供（多くは孫）と同席せしめず、十七歳になれ

十行 廿字 東京相馬屋製

ども、栄玄ハ疾に不潔なりと称して、校の間へ行燈龍蕊を敷いて其の上へ坐らせ、一切畳の上へ坐ることを許さなんだ。抽斎が見兼ねて之を私の母に話した。母の意見に依り、之を浪江の家へ引取り、殆んど丸裸で何つくのを、公私の衣服、寝具等を整へ、今の千葉県の或る農家へ縁附けてやつた。此のお苔、明治十五六年の頃、猶存在し、夫婦相携へ、糯米一俵を土産として、態々尋ねて来た。併し折悪しく私共母子は愛知県に赴往きて長兄は中学校不在で何つてくれたに、勝久が代はつて

面会した。所在は聞きたれども忘れたりとぞ。私は跡で其の話を聞き、惜き事をしたといひしけれども詮なかりき。○栄玄ハ安政三年丙辰七月二日に歿した。

栄玄の子徳瑛(通称玄亭)は、魯直と称し、伊沢蘭軒の門人で、また詩文に長じ、書を能くし、頗る才子であつた。抽斎が徳を娶りたるも、此の玄亭から推して才貌双美を豫想したからといふ。併し事ハ兎角蹉跌に交りしとぞ。此の事ハ抽斎の字説中に述ぶべし。不幸

魯直ハ安政三年丙辰十一月十一日に歿した。父

榮玄に遅るゝこと纔に四ヶ月である。
魯直、二男一女あり。長子玄庵は幼時は父に似て
才子であつたと聞けども、十六七歳の時、癲癇を
患つてより、殆んど藥餌を離せざるの人となつ
た。
玄庵、天保六年乙未生、私の生れた時は二十三
歳であつたが、胞衣を服すれば癲癇が癒ると
かねて、頻りに懇望して來り、已を得ずして之を
與へた。妙了尼は初め私の姉棠を愛して、殆ん
ど其の保姆の如く、棠の死後に殆んど私の保
姆の如くであつた。私の胞衣を玄庵に取られ
たりと聞き、「胞衣を人に食はれる兒は育た
ぬ」とて一夜泣明かし、母を甚く困らせたと聞
く。
玄庵は維新の後、幾ほどもなく歿した。
次男養玄（天保十年己亥生）は、父に似て天成の美
男子であつた由なれども、天然痘の爲めに容貌を
毀損し、如何に見ても、醜男子の部に入
らざるを得ぬほど。併し非常の勉強家で、醫學館
の講義は、江の宅まで、多年一回も聽講を缺か
までも、渋

なんたといふ。維新後、姓名を岡寛齋と改め、矢島優水鐘山寧の官吏にて(ゝ)頃、其の世話で工部省の雇吏となつた。優は明治十六年十二月二日に死して後、(優の葬儀には列席したり)兩三年、新たに静岡の新聞社に赴き不在中に死んだ。

一女初(ハツ)は美人であつた。同藩士上原善八なる子婦となつたに、不幸にして發狂し、離縁となつて後數年を經て死んだ。

養玄初め伊澤春安(榛軒の養子)の義女梅(池田全安の女)を娶つたけれど、貞操の全からざるをもつて離別したり。後また妻を娶りて數男を挙げた。其の男子等今は五十歳前後の中老人であらう。

忠兵衛の異母兄に大孫をて而の十人あり

山内忠兵衛 名は豐覚(天保十年己亥十二月七日歿)。家号を日野屋といひ、又井桁喜(ゐげたき)(井喜)といふ。神田紺屋町の鉄問屋なり。

(此の人のことは、昨十二月に新聞に入れたる「獨立評論」「大名の生活」の中に聊か記したれば、今又贅せず。)

忠兵衛
─ 宗次郎 後に忠兵衛。又廣瀬宗次郎と改む
─ 安 阿部伊勢守に事へて金吾といふ。後長尾宗右衛門 又媛なり
─ 五百 抽齋の第四妻にて、保等の母なり、

忠兵衛豊覚は、渋江允成の知友なり。私の母の話に「妾ハ幼時渋江さん（允成）の入らしつて演劇の話をなさるのを何よりの楽しみにして居た」と云へり。

（演劇癖ハ渋江の遺伝性と見えて、稲垣清蔵ハ知らねど、允成。抽斎。優。保。四人の劇塲狂者を摘つて出た。）

豊覚は詩文書画を好みて文人墨客等に知己多く、又能く金を散じて彼等を保護した。性淡泊にして寡慾。只晩酌に約十七八種の嘉肴を排列し、

十行 廿字 東京相馬屋製

愛女五百を對手に、アチコチ少しづゝ喫するのを無上の快楽とした。妻ハ麹町の山一にて、其の頃富裕を以て聞えてゐる紙問屋の娘で、かつと云ひ、夙に文化十四年、丁丑七月二日（五百の二歳の時）に歿し、妾牧（寛政二年庚戌生）ハ享和三年癸亥十四歳の時より事へられ、因より五百を制すべきやうハなかつた。

豊覚の男栄次郎（文化九年壬申生）は初め抽斎に学び、後聖堂（昌平黌）に学んだ。

此の事ハ又『既往の憂患』大名の生活の部に詳ふ

り。

左れど栄次郎とて、長尾宗右衛門とて、多くの武家中に於ける只二人の平民にて、家中の待遇甚だ佳ならず、元来富裕の家に生長した人にて首を下げしことなき身の、俄に薄待せられしために、其の不平、遣る瀬なく、遂に自暴自棄と為りて、山口巴屋（妓楼の名なり）の花職女郎司（つかさ）なる者に迷ひ、窃に金を持出して五百両の手附金を支払ひ、跡金千両を支払ひ次第に司の身を贖ふことを約したれど、此の事忽ち父豊覚の知る所となりて勘当論が起つた。

尤も妹五百の調停に依りて、其の論は沙汰止となりたれど、栄次郎の謹慎中に司は田舎の豪農に受出されたに、栄三郎は気鬱症に陥りて、殆んど気抜けのしたるがごとく、譬へて言はば、傾城買二筋道の文里のやうになつた。そして平素五百を見る毎に「お五百さん。足下は利口だ、早優りだ、怖いやうだ」などと言つては、ホロリとして涙を滴した。

父豊覚は深く之を憂ひ、自分は素知らぬ体にして、窃に栄三郎をして復た遊里に足を投ぜしめ

十行 廿字 東京相馬屋製

九。

私の母は、毎度切歯して云ふ。当時若し妻が家に在つたならば、斯かる過去の取計をさしくであらう。不幸にして藤堂家に嫁へ一方ならず時の事情を知らなかつたと。

時は山口屋にて、曩きは司の子農であつて美少婦を突出しお職として濱照と名乗らせ、丁度来月を以て開業式（破瓜）を挙行するのであつた。栄次郎初めは只此の濱照を我が妹の如くに思つて之を愛してゐたが遂に親密なる仲合となつ

九。

『既往の覆』に記すべしく、栄次郎に二千七百両（一夜）の金を懐にして、一夜之を撒き散らしてしまふことがあつた。

其の頃又もや勘当の議が盛になつた。されど其の最中に豊覚が病に罹りしめに、栄次郎に差きて一時行を悛めた。依て豊覚は栄次郎を廃嫡し、財産を重く五百の名義に（当時）為しひ。されど病篤きに臨み、豊覚の義兄大猪に後事を保証し、栄次郎の為めに請ひたれに、百事を大猪に託し、財産を

母の話に依ると（豊覚）は之の名義として下さつたけど、又之を廃嫡するに情の忍びざる所あれば其事を流見さんに返納したとも。（下文参照）

これハ不用となせしものなれど、後の参考のために記し置く、

復た半次郎の名義に改め、我と称して豊賀ハ
歿しぬ。
豊賀の歿後、約三年の間ハ、半次郎（此の時、名を忠
兵衛と改めたり。）ハ頗る謹慎の態度を執り、商業に
勤めたれども、飲酒して又酒樓の許へ通ひ詰め、後
に其の身を贖ひて妻とせり。
其の後、町人に嫁さば、日野屋鉄問屋を抽籤の女、宴
の名義となし（弘化三年丙午十一月二十二日）自
分ハ一旦隠居して、更らに金座役人廣瀬の株を
購ひ、廣瀬半次郎と改め、以て安政二年乙卯四月
十八日に歿しぬ。
その旧記に拠るに左の如し
神田紺屋町一丁目北側
西角より四軒目
表間口京間七間
奥行　二十間
安永二巳年十一月
家屋敷壹ヶ所
鹿島屋七兵衛
買受　日野屋忠兵衛
享和三亥年六月十一日
忠兵衛病死に付
譲受　忠兵衛

これハ豊三頁ノ丁十三

天保六未年二月十三日
讓主 忠兵衛ヨリ
忠次兵衛 郎ち 豊寛
讓受 栄次郎改 忠兵衛

コレハ甚兵衛の起りし時の子ならん

同八酉年七月十二日
讓主 忠兵衛
讓受 忠次兵衛

同十三寅年五月四日
忠次兵衛病死ニ付
讓受 いくヨリいほ

同年同月六日
讓主 いほ
讓受 忠兵衛

弘化三午年十一月二十二日
讓主 忠兵衛
讓受 いほ

又旧記ニ拠るに、
弘化三年丙午閏五月廿八日
今般日野屋忠兵衛方へ娘某義養女ニ差
し遣、忠兵衛後家取、某名前ニおゐて、幼年ニ
付、後見又吉、右之趣、見せ方より名主
山家喜四郎へお達しの趣、
（其後、又吉病気退身ニ付、改文兵人證

コレハいほノ名義ニ書きしものならん

十行 廿字 東京相馬屋製

見落花に中しはん　とあり、

豊寛の長女安（文化十二年乙亥生）は、少時阿部侯に仕へて小姓となり、名を金吾と称す。二十歳の時（天保五年甲午）三月宿下りをして観劇（堺町中村座）せしに、偶ま長尾宗右衛門の熱望する所と為りたり。宗右衛門人をして窃に金吾を追尾せしめ、其の身元を糾せしに、何ぞ図らん、同宗の友山内宗次郎の妹なりしかば、喜んで結婚を申込み、婚約成りて其の翌年華燭の典を挙げたり。時に安二十一歳、宗右衛門二十二歳なりき。（以下字

十行 廿字 東京相馬屋製

右衛門の条に詳す。）

二女五百。抽斎の第四の妻にて私の母也。

長尾宗右衛門　横山町二丁目の塗物問屋なり。家号を会津屋といひ、又山竹といふ。（以竹之）文化十一年甲戌生）。初め兄宗次郎の奢侈に耽り、能舞台を設ける等の事を見て深く憂慮し、蔬食綿服、朝に昌平黌に行きて経史を修め、帰れば則ち孜々として商務に服したれば、中外共に彼に望を属したり。されど兄の早世して、宗右衛門の其の後

を襲ぐや、打つて変はつて懶惰漢となり、朝は今
の九時十時とならざれば、蓐を出でず。客の訪来
するあれば、待せ置きて急に盥嗽し、直に酒を命じ
て客を饗應し、終日帰去らしめず。母の詰に「善か
何か用事があつて、會津屋を訪問すれば、主人の
喜び一方ならず、成るべく引留めて帰さぬ工夫
を為し、兩女児に向つて、いつも叔母さんはお帰り
なさるが、淋しいといふ。兩女児に、何か知らず、
叔母が帰れば寂しくなるのと、頻に引留め又能は
ぬ時は、路で父に叱られるのが怖いのとの二つ

十行 廿字 東京相馬屋製

で、声を立て、啼き立てるので、是れには、弱はり
果てたりしといふ。眞に好人物なれども、或は温史中
の人物を批評し、或は孔老韓非の異同を論じな
どしつゝ、朝から夜半まで、酒浸しになり、美食好
みを為し、此の飲食のみに費す所が、日に一兩掛
つたとか。尤もイヤニ六七十年以前の昔でも、是
れだけの身代で、一兩は知れたものなるべけれ
ど、随て幾多の番頭居並の取締を怠り、為に又失
ふ所は莫大なりしならん。それかあらぬか江戸目貫き
の地に在つて、七ヶ所の地面も皆人手に渡つ

てゐつた。
私の母は淀江へ嫁してより、父が強諫しゝので、宗右衛門は深く先非を悔ひた。偶ま火災に罹りければ父の勧に従て、横山町の店を男世帯となし、家族は本町二丁目に宅を構ふることにした。此の準備中、宗右衛門夫婦二女、并に小婢、下稚一人、都合六人をば淀江の家へ引取りて、二階四室を貸与へ、飲食は勿論無報酬で供給した。是れは嘉永五年壬子より安政元年甲寅に渉れる前後三年の事であつた。

爾来宗右衛門は行を改め、黽勉商業に従事し、漸く挽回するを得んとした。不幸にして安政五年戊午七月二十日、四十五歳を一期として、当時流行の虎狼痢に襲れ、八月二十九日、柚齋も亦殁し、加之のみならず、同年十一月江戸大火の為めに横山町、并に本町の両宅共に烏有に帰しければ、閉業の止を得ざるに至つた。
宗右衛門二女あり。長女敬（けい）は天保九年戊戌の生れにて、宗右衛門の死せし時二十一歳。次女銈は同十一年庚子の生れにて、其の時十九歳。妻女安（やす）

は四十四歳で亡くなつた。私の母は、私の家の明き地へ三間に臺所の家を新築して母子三人を引取り、娘に聟を取りて再び商店を開くべしと切に勸められども、安は元来私の母とは全く氣質を異にし、極めて氣の弱き人なれば、優柔斷するを能はず、一年を隔てて、万延元年庚申、遂に亀沢町へ移つた時、前の家を裏の明地へ移して、安母子三人を住はせた。長女敬に母安の優遊不斷に憤慨し、猿若町三丁目守田座の座附茶屋三河屋力義に嫁して、長尾の継嗣を妹に譲り、妹も亦、呉服

商升屋儀兵衛（浅草蔵前町）なるものに嫁した。安は頗る計算に長せりが、三河屋にては、安がなければ、殆んど商賣が出来兼ねた。故に芝居が開場すれば、主人力義に「お母さん」と言つて、安の跡を追ひ廻はつたが、安は明治九年に死んだ。享年六十二歳。

守田座が新富町に移轉し、新富座と為つてより後も、三河屋は依然として座附茶屋ありしが、力義死して後、茶屋の株を他人に譲つた。兩女共に今は八十に垂んとするの老婆である。

十行 廿字 東京相馬屋製

後年本所緑町へ別に一戸を構へたり。

抽齋の門人は頗る多ければ、今特に八九人を擇ぶべし。

平井東堂 名は俊章。通称は修理。弘前藩士にて禄二百石八人扶持を領し、父仙蔵は用人なり。東堂文化十一年甲戌を以て本所緑町の藩邸に生る。経を私の父に学び、書を沢田東江に学ぶ。頗る能書の誉れあり。諸侯、旗下の士等就て学ぶ者少なからず。東堂初め手廻より、信順附きの目付役と為り、更らに進んで留守居、書物頭と為る。此の人

容貌魁偉。比良野助太郎と両々相並で、人々をして其の壮麗に驚かしめたり。抽齋殊に之を愛し、

『平井は健啖家なら、沢山食はせるがよい。不味い物でもよい、多いが贅沢だ』と

あるとしいひ、甚しきに

『平井の陽物は、赤くて尖つて、丸で犬のやうである』と

と揶揄したり。されども平井は只微笑するのみにて、其の柔順なることは、小羊の如くであつたり。そして、ろが世人に対しては全くの相違で、平井の麻癖

持ていつらう、藩中誰れ知らぬ者はなかつた。
維新後、弘前に移りて幾もなく左顎と咽喉の
間に大きな瘤を生じたるを以て、瘤潰てるし竹
筆を以て揮毫を試み始めた。
明治四年、私は東京に留学を許された時、東臺を
訪ふて別れを告げた。東臺は常に病褥に親み居た
りしが、思ひこしは今日は最後の別れならんといい
ひて流涕した。果然其の翌五年を以て黄泉の客
となつた。享年五十九歳。
此の人は、父仙花より遥かに優つてゐたらし

本郷弓町に住した

餘り切れ過ぎるので、却て要路の嫉みを受け、用
人に為り損ねた。又或る識者は云ふ、此の人にして
明治政府の参議となるべき才学を具へて居たと
想ふに而かありしならん。

山田昌榮　名は業廣、椿庭と号す。文化七年庚午生
る。高崎藩醫にして、温厚篤実の君子なり。慶應の
頃、塾生矢島優、梅林潔等相謀りて当時有名なる
観相家石龍子を聘し、各自観相をさせた。最後に
先生（昌榮）に乞ふて、観相せしめしに、石龍子謝し
ていふ。「山田先生のやうな、喜怒色に見はれざる

の君子ハ鑑定が出来ませぬ」と。
昌宗ハ元来沼江允成の門人なり。一日、沼江を訪はんとして、途中に用事出来し、今の午後三時頃に訪問し、「今朝早く宅を出でしかども、途中に用事出来して、いたく遅刻せり」と謝した。允成云ふ。「然らバ足下未だ午餐を喫せざらん。早く食せよ」。昌宗途中に於て食せりと對へければ、允成大に怒つていふ。「咄。不心得者め。さる時には、来つて食を需むべし。總菜にて食せしむべきものを。無用の錢を費して、無用の遠慮を為すハ、甚だ不心得の至りなりし」と。正直なる昌宗深く其の言に感じ、是れより益す允成父子に傾けり。後年昌宗ハ、前記の矢島、梅林或ハ島田重礼などに此の話を為し、
『アノ時ハ、深夜夢中に在つて、那の事を想起し、
覚えず声を発して泣いた』
といひしとぞ。允成の殁後、猶抽斎に事へ、後年醫学館の講師となつた。前にしてハ、岡本保孝、後にしてハ島田重礼等頻りに昌宗の学殖深きを称讃した。私ハ幼時、醫学館に於て、数多の講師の講義を聴きし時に、海保竹逕の、扁倉傳を説くの外、代

の人の講義の最も明瞭周到なるを感じた。伊沢
磐安の殺役、漢法医者まで最も流行したるは此の
人と浅田とであつた。次は清川玄道、池田全安、堅
田陽庵などいふのを聞く。
私の父は昌栄を他人に紹介するに、
「是れは山田昌栄さんとして愚で仕方のない人
ですよ」
といつたものだ。其の「愚で仕方のない」といふこ
のは非常に善良なのをいふのである。
此の人は非常に篤い人で、治療は震栄、大学、又は

病死等の厄難ある毎に、少からず金二十両を贈り
ましたといふ。
明治六年五月二十八日、私が学校から一寸相生
町の宅へ帰つて居た時、丁度昌栄が尋ねて来て、「ある三
日まえに振て高崎から帰京しました」といひ、種々深
切なることをいつて呉れた。けれども私は、研学の
事に忙しく、八年二月始めて訪問して別を告げ
たのが永久の告別となつた。
栗本鋤雲 此の人の事蹟は世人能く知る。故に今
又贅せず。只私が深く感じたのは明治十三四年

の頃、私が三田に居て頻りに報知新聞へ詩を投寄
せし時、翁は能く批評をして掲載して呉れたの
であります。幾回となく評書を以て「言は一方なら
ず抽齋先生の作は世評にあつて。及ばずながら應
分の報恩をしてやりました。
明治二十三年私が始めて博文館の需に應じて
『通俗教育演説』（四冊）を題せる書を草せし時、本所二葉
町の邸を訪ふて翁に序文を乞ふた。翁は頗る老
衰の躰にて、「私も来月で満七十二になります。夏は
出ますが冬は臆知に苦みられて、常事は未

だ一遍も両國橋を渡りませぬ」ましいつた。
此の人の言語は非常に丁寧で且つ柔しく一種
の特色を帯びて居た。
「あなたはお十七八で入らつしやいますか。」それ
ともお二十……」
私は三十四になりますと答へた。之れに
「オヤ〳〵、左様で入らつしやいますか、マア太そ
うお若くつて……」
「あなたに當職はお好きで入らつしやいます
か、いやでたまりませぬかえ」。

十行 廿字 東京相馬屋製

鹽田陽庵、并に良三（今の眞）

良三の父陽庵（文化四年丁卯生）は新潟の人なり。十六七歳の時、江戸に出て伊沢蘭軒の門に遊ぶ。奇人にして奇行多し。身体肥大、力士の坊主に為りたるに似たり。私かに知つても、顔なども頗る肥えて、左眼は殆んど翳目の為めに掩はれたり。故に知らざる者は、『偏盲（めつかち）のお医者』といへり。

陽庵、初の姓は知らず。鹽田の家は、宗對馬守の藩医にて、神田松枝町に住し、頗る富裕なり。主人死して子なく、只一人の女子の残れるのみ。抽斎と伊沢榛軒と斡旋の労を執りて陽庵をその末期養子と為したり。陽庵学殖は餘り深からざりしかど、診断の巧なると、如才なきとにて、頗る流行し、医師中殆んど第一流の富者と為れり。明治六七年の頃、倅眞は太政官の大書記官と為りて月収二百五十円なりしに、父陽庵の月収は千円の多きに達し、到底眞の及ぶ所にあらざりしと。陽庵明治の初年、中風を患ひ、一時殆んど全快せしも、同九年に歿せり。享年七十歳。

良三（後に眞）は、天保八年丁酉を以て生る。陽庵の

長子にして、母は鹽田氏なり。（弟数名あり。皆陽庵の後妻の子なり）少時より抽齋、及び恒善に學ぶ。良三生れ得て才氣あり。白皙長身。美丈夫なり。鹽田家唯一の血統なるを以て、陽庵殊に之を愛す。然れども遊蕩に耽り、矢島優善とは兄弟よりも親密なり。或る時は、二人相共に寄席へ出て、矢島は松川飛蝶と名乗りて真を打つに良三は松川酔蝶と名乗りて其の次席に列し、飛蝶が八代目團十郎の伴左衛門に扮すれば酔蝶は市村竹之丞の山三に扮しまはして客を呼んだ。而かも一人は二百石の旦那、一人は流行医の若旦那でありつゝ落語家であつたのだから面白い。又夏期には二人が船へ出て、藤芝居をした。是れ等の事は皆銭を得たくて遣したのではなく、全く道樂でやつたのであつた。

二人ながら下戸で、全く清醒（しらふ）の狂人であつた。矢島はこんなふうで或は小普請医者に下げられ、遂に若隠居を命ぜられたのである。

良三、父の勘当を受け約三年間、渋江の家に食客で居た。「当時のことは既往の遺る大名の生活の記に

委し。何れも参照を乞ふ。（良三が抽斎の世話で安積艮斎の塾へ預けられたるも、艮斎の金百両を懐にして長崎に走つたるも、長崎から伴れ戻さる、時に比較的豪遊をしたるも、途中で今の津軽伯爵と同じ旅店に宿泊し、良三は今の伯爵よりも上等の座敷に宿泊したるも、江戸に帰つて後、伯爵に拝謁して閉口したるも、筆者は、重く彼の大名の生活中に載す。何れも参照を乞ふ。）

良三後に伊沢磐安の塾に入りて、磐安の為めに愛せられしが、磐安は文久三年癸亥に歿したれば良三は一旦宅へ帰りしが、明治元年浦和県の官吏となり、権大属聴訟係に迄進んだ。次で工部省、太政官、農商務省に轉じて権大書記官より大書記官に進み、明治十二三年の頃、一旦職を辞して臺湾貿易に従事せしが、兎角意の如くならざるにて復た官途に出で、陶器の鑑定に妙を得たるより審査官となつて居る。此の人、政府に在りて凡そ三四回も外国の博覧会に出張しれてゐらふ。

只不可思議に堪えぬのは、此の人、私の幼少時は勿論、明治二十年の頃迄も幾回となく往復して知り抜いて居るに拘はらず、先頃右の書翰を寄せ来つた。

突然拜啓。未々拜晤ヲ得ス候得共、愈御壮栄奉賀候。老生ハ故道純道陸兩先生之門下ニ有之。維新後、尊兄ニハ静岡縣下ニ御在勤ト承及、、、、、此程説文會之席上ニ中井敬所翁ヨリ道純先生之御墓所取調ニ付テ御依頼ヲ受ケ、、、、、

飯田要氏といひ、此の鹽田眞氏といひ、老人は如何して此様なことをいふものか。

松田道夫　維新前は道弥を慶順といつた。伊澤磐安の門人にして、又父の門人なり。天然痘の為めに容貌は醜けれども、頗る利発の男だと父は言つて居たさうである。

維新後官途に出で、法官となり、金沢地方裁判所長、又は名古屋地方裁判所長などを勤め、明治三十（三四）年の頃、職を辭して辯護士と為つた。倅は法学士なりと聞く。道夫年齢は七十六七なら

ん。

清川玄道 初名安策。先々代玄道の次子なり。父玄道ハ町医たりしが、夙に将軍に拝謁し、天保十四年癸卯十一月十六日、医学館の講師を命ぜられたり。翌弘化元年甲辰三月七日、病に依つて免ぜられ、安政五年戊午歿したり。其の後、兄玄道歿し、安策ハ玄道の名を襲ひたり。此の人亦少時より才子を以て称せられ、天然痘の為めに容貌ハ醜けれども、頗る流行し、明治十年前後にハ浅田宗伯と共に漢法医界の双璧と称せられたり。

十行 廿字 東京相馬屋製

明治十九年虎列拉病を患ひて死したり。

前田元温 多紀藍庭の門人にして、亦抽斎の門人なり。明治の初年、文部省九等出仕に補せられ、岡本況斎、榊原芳野等と同僚なり。森立之亦十等出仕なりき。

中丸昌庵(文政元年庚寅生、明治三年庚午六月二十八日卒)、井上宗三(天保五年甲午生)、服部道立等は、共に弘前藩医にして、父の門人なり。中丸ハ才と辨とをもて称せられ、近習医者の首位なりき。井上ハ篤学の人にして、鍼治に長じ、初め濱町老侯(信順)の近習詰なりしが、老侯

薨後、今の承昭伯の寵を受け、常に針治を行ふに
り、一日もなかるべからざるの人なりき。明治十
四五年の頃歿せり。服部に如才なき人にして、頗
る流行し、派手なる人にして、宛然旧幕府の奥
坊主の風なり。君前に出る毎に、新調の褌を穿ち、
「道主裸踊をせよ」と命ぜらるれば、直に衣服を
脱して舞踏す。井上より長ずること五六歳。
慶應二三年の頃、服部の家に『拙齋先生記念會』な
るものを起し、毎月一回、藩中の武家医師を會し
て、先づ平井、中丸等の講義あり。次に輪講を開き、
畢て山海の珍味を饗し、往々藝妓までも酒間に
侍つたやうであつた。席上には拙齋の書幅を掲
けた。弘前移轉の後も猶依然續行したが、併し私は
明治四年に東京へ出たゆゑ、其の後のことは知ら
ぬのである。

十行 廿字 東京相馬屋製

抽斎の学説

私は幼稚ではなかつたから、抽斎の学説を親しく聴いたことがない。且つ抽斎は「読書不求甚解」を主義とした人ではなかつたから、委しい注釈、又は欄外書の残つてゐるものも頗とあるのは、経子に就て、只老子。傷寒論。金匱。難経。扁倉伝等の欄外書と、素問識小。六節蔵象論詳解。素問校異。霊枢講義等の著書とがあるばかりである。故に茲に述ぶる所は抽斎の学説といはんよりも、寧ろ書中の精神に基いて妻子を誡めたる訓言と見るべきものがあらんか。されど之に由つて抽斎平生用意の一斑を窺ふことを得んか。

（左に記す所は皆私が少時に母から聞き伝へたものである。勿論直接に父から聞いたのではないものも、備らぬ所も多ければ、之を補はんとするときに抽斎の説でなく、私の説となるべき恐れがあるから、毫も補はない。）

母は言つた。

お父様は何ぞといふと、沢山咸の九四爻を引いて話しなすつた。「憧々往来。朋従爾思。」兎角人

素問霊枢

は其の地位境遇に安ずるといふことが大切で、所謂「君子素其位而行。不願乎其外」で、これをいつたのだ。然るに人動もすれば儒者であれば医者を羨み、医者であれば商人を羨み、商人であれば武家を羨むといふやうでは、安心立命の地は得られず、慾の為めに左右せられて、碌なことはない。父上(允成)が容安室の名を附けられたのも畢竟此の意である。「容安室記」に其の意を述べてある。保云く。祖父の廣瀬(母の兄栄次郎)は町人がいやで、金座の役人の株を買ひ、近頃又頓と「吹替へ」がないので、又他の業を望んで居るとか聞く。先非を悔ひて、一旦傾きし家政を挽回せんと焦躁るは尤の次第ではあれど、それはいかん。俺は天の賜ふ職を甘んじ、清貧に安じて居る。孔夫子も繫辞傳で之に注解を下され「天下何思何慮。天下同歸而殊塗。一致而百慮」といはれ「日往則月來。月往則日來。日月相推而明生焉。寒往則暑來。暑往則寒來。寒暑相推而歳成焉」といはれた。天といふものは決して人を殺すものではない。滿は極まれば損を招き、損が極

それは道を得らるといふやうに天運は循環して行くものぢや。只正直にして天に逆はぬやううまく〳〵して居れば吾が手に有り矣と。併しそれだからといつて、自暴自棄、己れを投出してしまつてはいかん。何処迄も福運に向ふべき準備を整へて置かねばならぬ。だから孔子も其の説く『尺蠖之屈以求信也。龍蛇之蟄以存身也』といはれた。舜は歴山に耕した時でも、はや堯の位を受くべき準備は整へられてあつた。かの藤吉郎は信長の草履を掴んだ時は、はや関白太閤たるべき準備は整へられてゐつた。故に風に準備を整へて、徐ろに時機の来るのを待つて居るのが上策だ
と仰せられた。

私は幼時、母の歯痛に悩んだ時、戸隠山九頭龍王大権現に梨を断つて母の平癒を祈つた。又母の眼病を患へた時、日珠稲荷には[redacted]田螺を断ち、母の癪気に悩んだ琴平神社に鰹を断つて平癒を祈つた。私は幼時から孔子の『丘之禱久矣』信ずるは常

に聞いて居つたから、元来此の如き迷信に陥るべき筈ではないのであるけれども幼稚にして侍奉公をした私は、君侯には愛せられたれども、他の者に妬まれ、又偶ま家に居ても、小野だに殿で揶揄せられて来る毎に、目を回して、今までも浜辺の方へ出の降り掛つて来るやうなことをいふ。何のことはない、四面楚歌の中に在るやうな心持がして、只管母と海保先生とのみをたよりにして居た。其の母に嫌はれると何のことも思へなんだ。それに習慣と為つて、師範黌に寓を為して居てもせずならず

母の眼病の非常に重かつたのを憂へて、それとなく毎夜臨時外出を請ふて、寒三十日、裸参りをしたこともあつた。併し私の幼時に母は言つた。妾の病に罹るのは畢竟精神の修養が足らぬからだ。お父様は上古天眞論中に在る

恬惔虚無。眞氣従之。精神内守。病安従来。

の句が大の好きで、常に唱へて居られた。それで死生は固より命ありで、早生は免かれ難いかも知れんが、生存中に病気しさけは許した出来る。俺は生まれて未だ歯の痛いといふを

十行 廿字 東京相馬屋製

も、目の痛いといふかも知らん。腹痛も小児の
時以来、全く忘れてしまつた。畢竟此の語
の意味を能く務つて結果である。此の語の意
味を能く務ふ結果は独り肉体の上に好影響
を及ぼすのみならず、精神の上にも亦然りで。
だから礼記に、

清明在躬。志氣如神、

といつてあるではないか。

と仰せられた。

(母の傳へ)父の此の言に就て妙な話が有
る。私が明治五年に師範学校の入学試験を
受けた時に作文題に『清明在躬。志氣如神論』
と『經理北地策』との二題で、どちらか一題を
漢文で書けと云ひ、成るべくは『清明云々』の
方が宜しいとのことであつた。けれども私の
友人等は『清明云々』は書き悪いと思つて、
皆『經理云々』の方を書いた。併し父の講釈を
常に毎度母から委しく、耳へたこの入る程聞
かせられて居たから従て『清明云々』の方を書
き、頗る好都合であつた。

十行 廿字 東京相馬屋製

母ハ又言つた。お父様ハ『為政以徳。譬如北辰居其所而衆星共之』を指して、アノ句ハ獨り天子諸侯のみが拳々服膺すべきではない、我々も亦服膺せねばならぬのである。即ち如何すれば衆星をして我れに共はしむることが出来るかと反省するのが必要である。其の法ハ他ならず、韓退之の所謂『其責己也重以周、其待人也軽以約』と、大学に所謂『絜矩之道』とが大るだ。平井東堂ハ学問もあり、利巧もあれども、此の二者が不足であるから、下

絜矩…廿字

東京相馬屋製

下も配下の者に怨を買ふ気味があつていかん。那の男が親父よりも数等上の人物であり乍ら用人になれないのハ畢竟其の為めであらふ。此良野ハ学問もなし、愚直なれども、此の二つの徳に富んで居るから、人が感服して生命を棄てゝも厭はぬといふ気になるの。誉めて言へば説以使民、民説而忘其労、民説而忘其死といふ所になるのだ。俺の書で言つても、お感能は即さんの兄弟だけあつて、人を使ふのが巧手であつた。お定ハお父様（先妣）が厳しく育つた者の方が世帯

の為めに宜しいと仰せられて、内にお入れになつた。併し既に嬉しくて来て後「俺の書たが悪るかつたと仰せられた。けれどもマダ／＼宜しい。」困まつたのは、お徳であつた。俺は玄亭の妹くらゐよかろふと思つてゐたが、来て見ると、大違ひで、玄亭には毫も似ず、アノ栄玄さんに似て偏狭なのには困り果てた。初めは、口をきくのもいやで何のかだと、御父様が大へん心配をなされて、俺が御国へお供中に、手本を書いておあげましたにつて、手習をおさせなさる、毎日／＼日課のやうに、手紙の文案

をお作りなさつて、何から何まで、事細かにお徳にお書せなされて、俺の所へお廻しになる。当時俺はお徳の書翰の来る毎に、涙を濺して其の書翰を戴いた。それはお徳の書翰が難有かつたのではない、お父様のお心尽しが勿体なかつたのだ。それから熟々思ひ直して江戸へ帰つてからは、お徳を嫌ふ事を止めた。そして玄碩、優、お好、三郎が生れた。此のお徳に対する俺の最初の処置は、やはり絜矩の道に叶はなかつたのだ。凡そ人に対しては其の美点に着目し、短処には目を

賤しからざればならん。孔子が『及其使人也器之』といはれ、周公が『無求備於一人』といはれたのはこの処だ。彼の老子が『治大國若烹小鮮』といはれたのも、餘りせゝこましく干渉すると壞れるといふ意味だ。平井や中丸は、どうしても重箱の隅を揚枝でほじくる氣味があつていかん。一体人の上に立つものは無紀律の中に、おのづから紀律を存するやうでなければならぬ。『大道廢有仁義』といふは、やはり此の意味だ。だから莊子は之を敷衍して『聖人不死大盗不止』といつたのだ。

十行 廿字 東京相馬屋製

と仰せられた。

「保云く。私は此の趣意に從ひ、中学校長として時に罰則を廃しましたが、其の結果は頗る良好であつた」

母は又言つた

お父様の仰せに、「俺は最初孟子を讀んで、其の梁惠王や、齊宣王に對する辭を見て、ドーモ圭角のあるやうに思つてゐたが、彼の『君子有三樂。而王天下不与存焉。父母倶存。兄弟無故。一樂也。仰不愧於天。俯不怍於人。二樂也。得天下英才。而教育

之。三樂也」の章に至つて、始めて其の偉大なる
を知つた。韓非子も刑名說にせつてましいが
主道、揚權、解老、喩老の諸篇は隨分宜しい。」
母は又言つた。
「お父様は地雷復の『不遠復、无祗悔。元吉』の句を
屢々仰せられ、過を知つたらば直ぐ改めなけ
ればならぬ。顏淵の亜聖と称せらるゝのも畢
竟此の辺に存するので。併し顏淵には、マダ
豪い所がある。『回之爲人也。擇乎中庸、得一善則
拳々服膺而弗失之矣』といふのがあれど。孔子
が子貢に向つて顏淵を誉めて『吾与女弗如也』
といはれたのも畢竟此の美徳がある故だと
仰せられた。」
母は又言つた。
「お父様は屢々書經の『人心惟危。道心惟微。惟精
惟一。允執其中』の句を唱へられ、惟精惟一は王
陽明の解釈が至極宜しいと仰せられた。」
私が大禹謨は二十五篇の僞作中の一で、荀子に
道経なるものを引て、アノ句が出て居るではあ
りませんかと詰りたれに、母が要は女子のみのことで、

偽作が偽作でないかは知らんが偽作にもせよ、精神修養の一助となれば善文はよいではないかと言つた。当時私は思つた。成程経籍に偽作あれども太宰春台は其の紫芝園漫筆中に書経を第一の名作と誉めてあると。

父の素問識、霊枢講義などを見ると、彼の漁邨翁が墓碑銘の中に載せたる如き、素問の陰陽結紏を結紏の訛りとし、七損八益の解の如き、霊枢の不正字の正字を連文とするが如き、此の類の小発明に至る多けれど、大体の上に関係なきもの今悉く省く。

（『抽斎の学説』終）

十行 廿字 東京相馬屋製

72丁

十行廿字 東京相馬屋製